

# 環境の日および 環境月間とは

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成5年)が「環境の日」を定めています。

我が国では、環境庁の主唱により、平成3年度から6月の1ヶ月間を「環境月間」(昭和48年度～平成2年度までは、6月5日を初日とする「環境週間」)とし、全国で様々な行事が行われています。世界各国でも、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。

## 環境の日・環境月間をきっかけに、環境のために できることをやってみませんか。

### ●プラスチックごみを出さない

例えば、買い物にマイバックの持参、シャンプーや洗剤は毎回ボトルを買うのではなく、詰め替えを選ぶなど、プラスチックのごみを減らす取組みをしましょう。

### ●食品ロスを減らす

日本では年間約600万トンもの食品が廃棄されています。食品ロスを減らすことも環境保全につながります。食材や料理は、食べきれぬ量を購入したり、余った食材を料理に活用するなど、食品の無駄を減らしましょう。

## 農振農用地からの除外等申出 ～受付期間内に申出を～

農業振興地域内の農用地を農業以外の目的で使用するため転用する場合は、様々な要件を満たす必要があり、農用地に編入する場合にも申出が必要ですので、早めにご相談のうえ必ず受付期間内に手続を行ってください。

▶ **受付期間** 6月1日(木)～6月30日(金)  
12月1日(金)～12月22日(金)

申出・お問い合わせ先

産業観光係 担当：片田 篤志 電話(0868)54-2987